生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする革新的データ産業活用が、次のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1　革新的データ産業活用計画に記載されている機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア（以下「設備」という。）であって、課税の特例の適用を受けようとするものは、次のいずれにも該当すること。

一　データ連携のために必要となるソフトウェアの新設又は増設をすること（当該ソフトウェアが組み込まれた機械及び装置又は器具及び備品の取得又は製作をすることを含む。）となる革新的データ産業活用計画（以下「計画」という。）に必要なものとして取得又は製作をする機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェアであること。

二　計画に基づき、新たに事業の用に供するものであって、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第三項各号に掲げる試験研究に係る資産でないこと。

三　機械及び装置については、革新的データ産業活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又は革新的データ産業活用による分析を踏まえた生産、販売その他の事業活動に対する継続的な指示を受けるものであること。

四　主としてソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェアでないこと。

2　データの安全管理の措置に関して、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。以下この2において同じ。）が、革新的データ産業活用に関する指針（平成三十年総務省・経済産業省告示第一号）第一の二に基づく対応が取られることを担保していることが明確になっていること。ただし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第三項に規定する中小企業者等又は同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人による申請の場合は、情報処理安全確保支援士又はＩＴコーディネータが、革新的データ産業活用に関する指針第一の二に基づく対応が取られることを担保していることが明確になっていること。

3　計画に基づく生産性向上の目標について、次のいずれにも該当する見込みのあるものと認められること。ただし、複数の事業者が連携して計画を作成する場合は、各事業者がそれぞれ次のいずれにも該当する見込みのあるものと認められる場合に限る。

一　設備を事業の用に供した年度の翌年度から三年間の労働生産性の伸び率の年平均が二パーセント以上となること。

二　設備を事業の用に供した年度の翌年度から三年間の投資利益率の年平均が十五パーセント以上となること。

4　設備が法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に規定する減価償却資産であって、その取得予定価額の合計額が五千万円以上であること。

（備考）

この告示における3の各項目の計算方法は、次のとおりとする。

1　労働生産性の計算方法

（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働者数

又は

（営業利益＋人件費＋減価償却費）／（労働者数×１人当たり年間就業時間）

2　投資利益率の計算方法

（営業利益＋減価償却費）の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降３年度の平均額）／設備投資額（設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額）

○総務省・経済産業省告示第一号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、革新的データ産業活用に関する指針を次のように定め、同法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

平成三十年六月五日

総務大臣　野田　聖子

経済産業大臣　世耕　弘成

革新的データ産業活用に関する指針

この指針は、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定に基づき、計画実行期間（法第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。）内における革新的データ産業活用に関する指針を定めるものである。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一　革新的データ産業活用の方法、データの安全管理の方法その他革新的データ産業活用に関する事項

一　革新的データ産業活用の方法

革新的データ産業活用の方法は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとする。

(1)　革新的データ産業活用の方法が、次の①又は②のいずれかに該当すること。

①　他の法人若しくは個人が収集若しくは保有をするデータ又は自らセンサー等を利用して新たに取得するデータを、既存の内部データと合わせて連携させ、利活用すること。

②　親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）と子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。以下この②において同じ。）との間若しくは子会社間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

(2)　革新的データ産業活用の方法が、次の①から③までのいずれにも該当すること。

①　(1)①又は②の各データを継続的及び自動的に収集し、一体的に管理すること。

②　(1)①又は②の各データ同士を継続的に連携させ、及び分析すること。

③　(2)②の分析を踏まえた生産、販売その他事業活動に対して継続的に指示すること。

二　データの安全管理の方法

データの安全管理の方法は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとする。

(1)　データを連携させるシステムの設計が次の①から③までのいずれにも該当すること。

①　データにアクセスできる組織又は個人を必要最小限に制限する機能を整備すること。

②　データ連携を行うシステム間の通信経路からデータが盗取されないような機能を整備すること。

③　データに対する外部からの不正なアクセスに対する防御に必要な機能を整備すること。

(2)　事業実施時におけるデータの適切な安全確保のための対策が次の①から④までのいずれにも該当すること。

①　データを連携させるシステムに対する不正なアクセス等を検知する体制を整備すること。

②　不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を定めること。

③　データの提供を受ける法人（部門を含む。）又は個人において適切なデータの安全確保策が実施されていることを確認すること。

④　データを連携させるシステムについて、定期的に既知の脆弱性がないかを確認すること。

(3)　その他革新的データ産業活用に関する事項

革新的データ産業活用の実施において、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他関連法令及び関連ガイドライン等を遵守すること。